

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2019年2月

国際金融公社

(International Finance Corporation)

国際金融公社

2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付
日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券

販売説明書

— 売出人 —

SMB C日興証券株式会社

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、国際金融公社が一般に公開している情報を基に、売出人により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書中の「債券の要項」は、国際金融公社のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する2008年6月3日付発行目論見書(GMTN Prospectus、その後の修正および補足を含みます。)中の債券の説明の抜粋の日本語訳に、本債券(以下に定義します。)に適用される最終条件書(Final Terms、本書中において、「最終条件書」といいます。)の内容を組み込んで作成されています。本債券の発行者である国際金融公社は本書の作成にかかわっておりません。

～本債券のリスク等について～

＜お客様のご負担となる費用について＞

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

＜リスクについて＞

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性があります。

■元本リスク

本債券は、期限前償還されず、所定のノックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価またはS&P500に連動するため、額面金額を下回る可能性があります。なお、満期償還額は額面金額を上回ることはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

■本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。発行者および売出人は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していません。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、日経平均株価および／またはS&P500の水準、円金利市場および発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性があります。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資して下さい。

■利率変動リスク

本債券の利率は、2019年5月27日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、2019年8月27日以降の各利払期日については、日経平均株価および／またはS&P500の水準により適用される利率が変動します。関連する各利率判定評価日の日経平均株価またはS&P500の少なくとも一方の参照指数終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となります。

■早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがあります。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含みません。）までの利息を受け取りますが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

■長期債券保有リスク

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2024年2月27日に償還されます。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率0.10%。）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性があります。

■投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがあります。また、仮に本債券と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行者の類似の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえます。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがあります。

■発行者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがあります。さらに、発行者の

経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがあります。

■本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者および売出人は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価および／またはS&P500の各構成銘柄ならびに日経平均株価および／またはS&P500の先物・オプションの売買を随時行うことがあります。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時、評価日における日経平均株価および／またはS&P500に影響し、結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性があります。

■中途売却価格に影響する要因

上記「本債券の流通市場の不存在」にあるように、本債券の償還前の売却はできない場合があります。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受けます。

本債券の満期償還額は「4. 償還および買入れ（1）満期償還」により決定されますが、償還期限前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響します。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示します。

① 日経平均株価および／またはS&P500

本債券の満期償還額および利率は日経平均株価および／またはS&P500に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価および／またはS&P500の水準により決定されます。一般的に、日経平均株価および／またはS&P500が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、日経平均株価および／またはS&P500が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想されます。

② 日経平均株価および／またはS&P500の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わします。一般的に日経平均株価および／またはS&P500の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用します。ただし、本債券の価格への影響は日経平均株価および／またはS&P500の水準や評価日までの期間などによって変動します。

③ 評価日または満期までの残存期間

評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、日経平均株価および／またはS&P500、円金利水準、日経平均株価および／またはS&P500の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価および／またはS&P500の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および／またはS&P500ならびに日経平均株価および／またはS&P500の先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価および／またはS&P500の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および／またはS&P500ならびに日経平均株価および／またはS&P500の先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想されます。

⑤ 金利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されますが、日経平均株価および／またはS&P500、円金利水準、日経平均株価および／またはS&P500の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。

⑥ 発行者の格付け

一般的に発行者の格上げが行われると本債券の価格は上昇し、格下げが行われると本債券の価格は下落すると予想されます。

■**配当**

日経平均株価およびS&P500は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されません。

■**租税**

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしています。

＜**その他ご留意いただく事項**>

■将来において、税制が変更される可能性があります。

■本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、本書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、また、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

■本債券の価格情報につきましては、売出人までお問い合わせください。

■本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

売出人

商号等：S M B C日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

目 次

	頁
売出要項	1
債券の要項	3
包括様式の本債券に関する条項の概要	23
課税上の取扱い	24
その他	25
国際金融公社の要約情報	26

国際金融公社（以下「IFC」または「発行者」といいます。）は 1956 年に設立された国際機関であり、その本部所在地はアメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンです。

IFC は 2018 年 10 月 11 日付の情報説明書 (Information Statement) (以下「情報説明書」といいます。) を公表しており、情報説明書には、IFC の業務、資本構成、管理、国際金融公社協定および法的地位等が記載されており、IFC の 2018 年 6 月 30 日現在または終了の監査済財務諸表が含まれています。

情報説明書は IFC 本部 (International Finance Corporation's principal office, 2121 Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20433, Attention: Treasury Department, 電話 1-202-458-9230) を通じて、またかかる文書は、インターネット (インターネットアドレス: http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/Corp_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/About+IFC_New/IFC+Governance/Investor+Relations/Financial+Statements/) より入手可能です。

売付けの申込または買付けの申込の勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込または買付けの申込の勧誘が違法となる者に対しては、本書は、本債券の売付けの申込または買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもありません。

国際金融公社

2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 三 丁 目 3 番 1 号

売 出 債 券 の 名 称	国際金融公社 2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券（本書中において「本債券」という。）
記 名 ・ 無 記 名 の 別	無記名式
券 面 総 額	（未定）円（注1）
各 債 券 の 金 額	100万円
売 出 価 格	額面金額の100.00%
売 出 価 格 の 総 額	（未定）円（注1）
利 率	<p>額面金額に対して、</p> <p>(i) 2019年2月27日（当日を含む。）から2019年5月27日（当日を含まない。）までの期間： 年（未定）%（年2.00%以上年4.50%以下を仮条件とする。）</p> <p>(ii) 2019年5月27日（当日を含む。）から満期償還日または早期償還日（いずれも当日を含まない。）までの期間： (イ) 利率判定評価日のすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上の場合 年（未定）%（年2.00%以上年4.50%以下を仮条件とする。） (ロ) 利率判定評価日のいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準未満の場合 年0.10%（注2）</p>
償 還 期 限	2024年2月27日（ロンドン時間） （以下「満期償還日」という。）（注3）
売 出 期 間	2019年2月19日から2019年2月26日まで（注5）
受 渡 期 日	2019年2月28日（日本時間）（注5）
申 込 単 位	300万円以上、100万円単位
申 込 取 扱 場 所	売出人の本店、日本における各支店および各営業所ならびに下記注記記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注4）

- (注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は（未定）円の予定です。
- (注2) 本債券の付利は2019年2月27日から開始されます。最終的に決定される本債券の未定の利率は、上記の仮条件の範囲外となる場合があります。利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については下記「債券の要項」の中の「4.償還および買入れ（2）強制早期償還」を参照下さい。
- (注3) 本債券は、下記「債券の要項」の中の「4.償還および買入れ（2）強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に早期償還される可能性があります。
- (注4) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがあります。本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければなりません。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付されます。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われません。なお、本債券の券面に関する事項については下記「債券の要項」中の「1.様式、券面種類、権原および通貨」をご参照下さい。
- (注5) 本債券の需要状況等の事情に応じて、売出期間、受渡期日および発行日（下記に定義される。）のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがあります。
- (注6) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。証券法の登録義務を免除されているか、または当該義務に服さない一定の取引において行われる場合を除き、米国内において、本債券の勧誘または売付けを行ってはいけません。本債券は、米国税法上の要件の適用を受けます。米国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、米国もしくはその領土において、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはいけません。本段落の用語は、米国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有します。
- (注7) (a) MiFID II（指令2014/65/EU）ならびに(b) MiFID IIを補足する委員会委任指令（EU）2017/593第9条および第10条に含まれる商品管理要件（合わせて「MiFID II商品管理要件」という。）のためにのみ行われた本債券に関する対象市場評価においては、（i）本債券の対象市場は適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客（それぞれMiFID IIに定義される。）であり（ただし、リテール顧客については、日本の居住者）、また、（ii）適格相手方、プロ顧客およびリテール顧客に対する本債券の全ての販売経路は、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に従い適切であるという結論に至りました。二次的に本債券の募集、売却または勧誘を行う一切の者（以下「販売業者」という。）は、かかる対象市場評価を考慮すべきです。ただし、MiFID IIに服する販売業者は、本債券について独自の対象市場評価を実施し、販売法域において適用される証券取引関連の法令規則に基づく販売業者の適合性・適切性に関する責任が、全ての販売において遵守されるよう、適切な販売経路を決定する責任を負います。本債券は、欧州経済領域のリテール投資家が入手可能な状態にはないものと解され、欧州経済領域のリテール投資家に対し本債券を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能な状態とすることは、不適法となる可能性があります。発行者は、MiFID II取引の適用範囲に該当しません。したがって、発行者は、MiFID IIの目的における「投資会社」、「製造業者」または「販売業者」としての資格はありません。

※ 本債券は、発行者の債券の発行に関するグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、ユーロ市場で2019年2月27日（以下「発行日」という。）に発行されます。本債券は、売出人と同一のグループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場において引き受けられます。本債券は、いかなる取引所にも上場される予定はありません。

本債券に関し、発行者の申込みにより、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

尚、発行者は2019年2月7日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）からAaa、またS&Pグローバル・レーティング（本注記において、以下「S&P」という。）からAAAの格付を取得しています。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない信用格付業者（以下「無登録格付業者」という。）です。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されています。

本書中の未定および予定の事項は、市場環境および需要状況等を勘案した上で、2019年2月中旬に決定される予定です。決定された事項については、本条件通知書（販売説明書の訂正事項分）として配布します。

債券の要項

概要

本債券は、2008年6月3日付のIFCとシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店およびその他の代理人との間のファシリティに関する修正再表示包括代理契約（本債券の発行日付の修正および追補を含み、以下「包括代理契約」という。）に基づき、かつ、IFCによる本債券に関する約款（以下「約款」という。）の利益を受けて、発行される。包括代理契約には本債券および当該債券に関する利札（以下「利札」という。）の様式が含まれている。本債券の包括代理人および支払代理人は、それぞれ以下「包括代理人」および「支払代理人」（かかる表現には、包括代理人および本債券に関してIFCがその時々指名する追加の支払代理人を含む。）という。本債券の所持人、利札所持人は、包括代理契約、約款および最終条件書のすべての条項に拘束され、了知しているものとみなされる。包括代理契約および約款の写しは包括代理人および支払代理人（下記「5.支払い」において定義する。）の指定営業所において閲覧が可能である。

1. 様式、券面種類、権原および通貨

本債券は無記名式とし、額面金額は100万円の1種とする。

本債券は当初無記名式仮大券により表章され、発行日またはその前に、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）の共通預託機関に預託される。仮大券の持分は、交換日（下記、「包括様式の本債券に関する条項の概要」に定義される。）に無利札の恒久大券の持分と交換される。

共通預託機関への仮大券の預託交付時に、ユーロクリアまたはクリアストリームは、応募され、支払われた金額に等しい額面金額の本債券を各応募者の貸方に記入する。かかる決済機関の記録は、大券に表章される本債券の金額の確定的証拠であり、かかる決済機関が随時発行する表明書は、その決済機関の記録の確定的証拠となる。

本債券、利札に対する権利は本債券、利札を交付することにより移転する。

IFC、包括代理人および支払代理人は、支払いその他のすべての目的のために、本債券または利札の所持人を（かかる債券または利札の支払期日が経過したか否かに拘らず、かつ所有権、信託もしくはその持分に関する通知、その記載、または過去の盗難もしくは紛失に関する通知に拘らず）その完全な所有者とみなし、そのように取扱うことができる。当該所持人に対する本債券または利札に関するすべての支払いは有効とみなされ、かかる支払いが行われた金額を限度として、当該本債券または利札に関するIFCの債務を有効に消滅させる。

2. 本債券の地位

本債券はIFCの直接、無条件、一般、かつ無担保の債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、その他残存するすべてのIFCの無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

本債券は、国際復興開発銀行の債務でなく、またいかなる政府の債務でもない。

3. 本債券の利息

本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率（年率）で、付利開始日である2019年2月27日（当日を含む。）からこれを付し、2019年5月27日を初回として、毎年2月27日、5月27日、8月27日および11月27日（以下各々を「利払期日」という。）に付利開始日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下各々を「利息期間」という。）について後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2019年2月27日（当日を含む。）から2019年5月27日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年率（未定）%。すなわち、各本債券につき、2019年5月27日（以下「固定利払期日」という。）に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2019年5月27日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2019年8月27日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヶ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる各本債券の利息額は、計算代理人（下記「4.償還および買入れ」に定義される。）の単独の裁量により以下に従って決定される。
 - (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日のすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上の場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率（未定）%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。
 - (ii) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日のいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準未満の場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

固定利払期日またはいずれかの連動利払期日が営業日でない場合、利払期日は翌営業日となる。かかる利払期日の調整により利息期間および利息金額は調整されない。

本書中において、「営業日」とは、(i) 東京都において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）で、かつ (ii) ロンドン市およびニューヨーク市において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

各本債券には、満期償還日後は利息を付さない。ただし適式な呈示に拘らず、元金の支払いが不当に差控えられまたは拒絶される場合を除く。かかる場合には、判決の前後を問わず、関連日（下記「7.時効」に定義される。）まで、本「3.本債券の利息」の項の規定に従って、利息が継続して付される。

利払期日以外の日に終了する期間の利息の計算が必要な場合には、各本債券の利息額は、各本債券の額面金額に、2019年2月27日（当日を含む。）から2019年5月27日（当日を含まない。）までの間の期間については本「3.本債券の利息 適用利率の決定（1）」に記載の利率を、また2019年5月27日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの間の期間については本「3.本債券の利息 適用利率の決定（2）」の規定に従って得られる利率を乗じ、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗ずることにより計算される。ただし、得られた利息額の値は、1円未満を四捨五入する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y₁」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M₁」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D₁」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D₁は 30 になる。

「D₂」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D₁が 29 より大きい数字の場合、D₂は 30 になる。

4. 償還および買入れ

(1) 満期償還

各本債券は、満期償還日前に償還または買入消却されない限り、満期償還日である 2024 年 2 月 27 日に、額面金額 100 万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人により最終評価日（下記に定義される。）に計算される金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

（イ）ロックイン事由（下記に定義される。）が発生しなかった場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は100万円となる。

（ロ）ロックイン事由が発生した場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は以下の算式に従って計算される金額となる。

$$100\text{万円} \quad \times \quad \frac{\text{償還額算出対象指数の最終参照指数}}{\text{償還額算出対象指数の当初参照指数}}$$

ただし、満期償還額は、（i）1円未満の端数は四捨五入され、（ii）0円を下回ることとはなく、また（iii）100万円を上回ることとはない。

満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定をIFCおよび包括代理人に実務上可能な限り速やかに通知する。包括代理人は計算代理人より通知を受領次第、後記「12.通知」に従って本債券の所持人（以下「本債権者」という。）に対し同様の内容を実務上可能な限り速やかに通知する。後記「12.通知」の規定に拘わらず、「12.通知」に従ってユーロクリアおよびクリアストリームに対してなされた通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームになされた日に本債権者に対してなされたものとみなされる。

(2) 強制早期償還

計算代理人が、いずれかの早期償還評価日においてすべての参照指数の参照指数終値が関連する早期償還判定水準と等しいかそれを上回ると決定した場合、当該早期償還評価日直後の早期償還日において、本債券は、そのすべて（一部のみは不可。）が、額面金額の100%にて、早期償還される（以下「早期償還」という。）。

早期償還が決定され次第、計算代理人はかかる決定をIFCおよび包括代理人に決定後実務上可能な限り速やかに通知する。包括代理人は計算代理人より通知を受領次第、後記「12.通知」に従って本債権者に対し同様の内容を実務上可能な限り速やかに通知する。後記「12.通知」の規定に拘わらず、「12.通知」に従ってユーロクリアおよびクリアストリームに対してなされた通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームになされた日に本債権者に対してなされたものとみなされる。

計算代理人の早期償還の発生の前記当事者への通知の懈怠は、早期償還の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

用語の定義

本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「早期償還日」とは、2019年5月27日を初回として、2023年11月27日を最終日とする毎年2月27日、5月27日、8月27日および11月27日をいう。ただし、当日が営業日ではない場合、かかる早期償還日は翌営業日まで延期される。かかる早期償還日の調整により利息金額は調整されない。

「早期償還評価日」とは、「評価日」の（ii）に定義される日をいう。

「当初参照指数」とは、関連する参照指数につき、計算代理人が決定する発行日（以下の規定に従った調整に従う。かかる日を以下「当初参照指数決定日」という。）における当該参照指数の参照指数終値をいう。ただし、その後公表される訂正は考慮されない。いずれかの参照指数につき、発行日が障害日（下記に定義される。）である場合、当該参照指数の当初参照指数決定日は、その直後のかかる参照指数の障害日でない予定取引日（下記に定義される。）とする。ただし、直後の3予定取引日の各日が障害日である場合には、（i）かかる3予定取引日目の日を、かかる日が障害日であるか否かに拘わらず、当該参照指数の当初参照指数決定日とし、（ii）計算代理人は、当該参照指数に組込まれている各株式銘柄のかかる3予定取引日目の日の評価時刻（下記に定義される。）現在の関連する取引所（下記に定義される。）の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由がかかる3予定取引日目の日に関連株式に関して生じている場合は、かかる3予定取引日目の日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、最初の障害日の直前に有効だった当該参照指数を算出するための計算式および方法に従い、当初参照指数を決定する。

「共通予定取引日」とは、すべての参照指数について、予定取引日である日をいう。

「利率判定水準」とは、各参照指数につき、関連する参照指数の当初参照指数の80.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「計算代理人」とは、（未定）またはその承継人をいう。計算代理人が行うすべての決定は、明白な誤謬がある場合を除き、最終的なものであり、発行者および本債権者を拘束する。計算代理人は、すべての決定を誠実にかつ商業的に妥当な方法で行う。かかる決定は、実務上可能な限り早く、発行者および包括代理人に通知される。

「障害日」とは、（i）日経平均株価については、取引所または関係取引所（下記に定義される。）がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場障害事由（下記に定義される。）が生じている予定取引日をいう。（ii）S&P500については、（A）スポンサー（下記に定義される。）が参照指数水準（下記に定義される。）を公表することができない（ただし、計算代理人がその裁量および誠実な行為により、かかる事由が参照指数障害（下記「参照指数の廃止／計算方法の変更」に定義される。）を生じさせると判断する場合を除く。）、（B）関係取引所（下記に定義される。）がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または（C）市場障害事由（下記に定義される。）が生じている予定取引日をいう。いずれの場合においても、計算代理人は、発行者および包括代理人に対し、その状況の下で実務上合理的に可能な限り早く、障害日でなければ当初参照指数決定日または評価日（下記に定義される。）であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

「早期終了」とは、（i）日経平均株価については、取引所営業日（下記に定義される。）における予定終了時刻（下記に定義される。）前の取引所の日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄に係る取引終了または関係取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（A）当該取引所営業日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（B）当該取引所営業日の評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは関係取引所が発表している場合を除く。（ii）S&P500については、参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所の取引所営業日（下記に定義される。）における予定終了時刻（下記に定義される。）前取引終了をいう。ただし、かかる早期の終了時刻について、（A）当該取引所営業日の取引所または（場合により）関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（B）当該取引所営業日の評価時刻における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または（場合により）関係取引所が発表している場合を除く。

「取引所」とは、（i）日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または日経平均株価を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相

場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に組込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。（ii）S&P500については、計算代理人が決定する参照指数の各構成株式銘柄について、当該構成株式銘柄の取引が主に行われていると計算代理人が決定した主たる取引所およびその承継者または構成株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「取引所営業日」とは、（i）日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常の取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かを問わない。（ii）S&P500については、スポンサーが参照指数水準を計算および公表し、かつ関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、かかる関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日も含む。

「取引所障害」とは、（i）日経平均株価については、市場参加者が全般的に（A）取引所における日経平均株価の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または（B）関係取引所において、日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する（計算代理人により決定される）事由（早期終了を除く。）をいう。（ii）S&P500については、市場参加者が全般的に（A）取引所において参照指数のいずれかの構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または（B）関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、機能を失い、もしくは毀損する（計算代理人の誠実な行為およびその裁量により決定される）事由（早期終了を除く。）をいう。

「繰延評価日」とは、予定評価日（下記に定義される。）の直後の5共通予定取引日目の日をいう。

「最終参照指数」とは、最終評価日の各参照指数の参照指数終値をいう。

「最終評価日」とは、「評価日」の（iii）に定義される日をいう。

「参照指数」とは、日経平均株価（東京証券取引所市場第一部に上場する選別された225銘柄の株価指数で、公式の値は現在スポンサー（以下に定義される。）が計算・公表している。）および／またはS&P500をいう。それぞれ詳細については、下記「日経平均株価に関する情報」および「S&P500に関する情報」を参照のこと。

「参照指数終値」とは、関連する参照指数につき、計算代理人が決定する関連する参照指数のいずれかの予定取引日の評価時刻現在の参照指数水準をいう（ただし、下記「参照指数の廃止／計算方法の変更」および「参照指数の訂正」に従う。）。

「参照指数水準」とは、（i）日経平均株価については、参照ソース（下記に定義される。）に表示される参照指数の水準をいい、（ii）S&P500については、スポンサーによって計算および公表される参照指数の水準をいう。

「利率判定評価日」とは、「評価日」の（i）に定義される日をいう。

「スポンサー」とは、（i）日経平均株価については、（A）日経平均株価に関する計算および調整（もしあれば）の規則、手続および手法につき責任を持ち、かつ（B）定期的に各予定取引日において、直接または代理人を通じて日経平均株価の水準を公表する会社または他の法人をいい、現在株式会社日本経済新聞社である。（ii）S&P500については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（その関連会社を含む。）および／または（文脈により）随時、同社（その関連会社を含む。）からその業務のすべてまたは一部の委託を受けた者をいう。

「償還額算出対象指数」とは、以下の算式で計算されるパフォーマンスのうち、対する参照指数と比べてパフォーマンスの低い方の参照指数をいう。

最終参照指数

当初参照指数

疑義を避けるために付言するならば、償還額算出対象指数は、上記算式によって求められる値が低い方の参照指数となる。両参照指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により償還額算出対象指数を決定する。

「ロックイン事由」とは、観察期間（下記に定義される。）中の関連ある参照指数のいずれかの予定取引日（関連ある参照指数について障害日でない日）に、少なくとも1つの参照指数の参照指数終値が、一度でも当該参照指数のロックイン判定水準（下記に定義される。）と等しいかまたはそれを下回った場合をいう。ロックイン事由の発生を判断するために、各参照指数終値は観察期間中の各予定取引日に独立して観察され、1つの参照指数につき障害日が発生した場合でも、障害日によって影響されていないもう一方の参照指数につきロックイン事由が発生することがある。

「ロックイン判定水準」とは、各参照指数につき、関連する参照指数の当初参照指数の60.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入。）をいう。

「早期償還判定水準」とは、各参照指数につき、下記の表に記載された各早期償還日（ただし、営業日でない場合は利払期日の規定に従い調整される。）における数値に基づき計算代理人が計算する水準（小数第3位を四捨五入。）をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2019年5月27日	当初参照指数 × 105.00%
2019年8月27日	当初参照指数 × 104.00%
2019年11月27日	当初参照指数 × 103.00%
2020年2月27日	当初参照指数 × 102.00%
2020年5月27日	当初参照指数 × 101.00%
2020年8月27日	当初参照指数 × 100.00%
2020年11月27日	当初参照指数 × 99.00%
2021年2月27日	当初参照指数 × 98.00%
2021年5月27日	当初参照指数 × 97.00%
2021年8月27日	当初参照指数 × 96.00%
2021年11月27日	当初参照指数 × 95.00%
2022年2月27日	当初参照指数 × 94.00%
2022年5月27日	当初参照指数 × 93.00%
2022年8月27日	当初参照指数 × 92.00%
2022年11月27日	当初参照指数 × 91.00%
2023年2月27日	当初参照指数 × 90.00%
2023年5月27日	当初参照指数 × 89.00%
2023年8月27日	当初参照指数 × 88.00%
2023年11月27日	当初参照指数 × 87.00%

「市場障害事由」とは、(i) 日経平均株価については、(A) 取引障害（下記に定義される。）もしくは(B) 取引所障害で、いずれの場合も計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻に終了する1時間以内に、発生もしくは存在していること、または(C) 早期終了をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関する市場障害事由が生じているか否かを決定する目的上、市場障害事由が日経平均株価に含まれている株式に関して生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(x) かかる株式銘柄に対して帰せられる日経平均株価の水準の割合と(y) 包括的な日経平均株価の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場障害事由の発生直前の水準とする。(ii) S&P500については、(A)(x)(1)参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関し、当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると

判断する取引障害、(2) 参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関し、当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断する取引所障害、または(3) 参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関する早期終了が発生もしくは存在しており、(y) 当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、参照指数水準の20%以上を構成していること、または(B) 参照指数に関連する先物もしくはオプション契約に関し、(x) 関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断する取引障害、(y) 関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断する取引所障害、もしくは(z) 早期終了が発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定するにあたり、市場障害事由がその時点で参照指数の構成株式銘柄に関して生じている場合、参照指数水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(1) かかる構成株式銘柄が参照指数水準に寄与している部分と(2) 包括的な参照指数水準との比較に基づくものとする。いずれも、スポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式の始値の組入比率を用いる。

「観察期間」とは、各参照指数につき、当初参照指数決定日の評価時刻(同時刻を含む。)から最終評価日の評価時刻(同時刻を含む。)までの期間をいう。

「参照ソース」とは、日経平均株価に関し、株式会社クイックが提供する情報端末に表示されるクイック101スクリーン(またはかかるスクリーンに代替する他のスクリーン)をいう。かかるスクリーンが利用不能である場合、計算代理人は、誠実に行為して代替ソースを決定する。

「関係取引所」とは、(i) 日経平均株価については、大阪取引所もしくはその承継者または日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。(ii) S&P500については、シカゴ・マーカント取引所もしくはその承継者またはS&P500に関する先物もしくはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおけるS&P500に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「予定終了時刻」とは、各参照指数につき、予定取引日における関連する取引所または関係取引所の予定されている週日の終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、(i) 日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。(ii) S&P500については、スポンサーが参照指数水準を公表し、かつ関係取引所がその通常取引セッションにおいて取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、障害日を発生させる事由がなければ評価日であった日をいう。

「取引障害」とは、(i) 日経平均株価については、(A) 日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または(B) 関係取引所における日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所または関係取引所その他が許容する制限に達する株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

(ii) S&P500については、参照指数のいずれかの構成株式銘柄について当該構成株式銘柄に関する取引所において、または関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、関連する取引所または関係取引所その他が許容する制限に達する株価変動を理由とするか否かを問わず、関連する取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「評価日」とは、(i) 各連動利払期日または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日に関し、かかる連動利払期日に関連する支払期日またはその他の利息の支払期日の15共通予定取引日前の日(以下それぞれ「利率判定評価日」という。)をいい、(ii) 各早期償還日に関し、当該早期償還日の15共

通予定取引日前の日（以下それぞれ「早期償還評価日」という。）をいい、(iii) 満期償還日については、満期償還日に関連する支払期日の15共通予定取引日前の日（以下「最終評価日」という。）をいう。ただし、いずれかの参照指数につきかかる評価日が障害日である場合、評価日は、その直後のすべての参照指数につき障害日でない共通予定取引日とする。ただし、かかる連動利払期日、その他の利息の支払期日、早期償還日または満期償還日に対応する繰延評価日以前に障害日でない共通予定取引日がない場合には、(A) かかる繰延評価日を、かかる日がいずれかの参照指数につき障害日であるか否かに拘らず両方の参照指数について評価日とみなし、(B) 計算代理人は、障害日の発生により影響を受ける参照指数（以下「影響参照指数」という。）の参照指数水準に組込まれている各構成株式銘柄の繰延評価日の評価時刻現在の取引所の取引価格または相場価格（障害日を生じさせる事由が繰延評価日に関連構成株式銘柄に関して生じている場合は、かかる繰延評価日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、最初の障害日の発生の直前に有効だった影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる繰延評価日の評価時刻現在の影響参照指数の参照指数水準を決定する。

「評価時刻」とは、(a) 日経平均株価については、取引所の予定終了時刻をいう。取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。(b) S&P500 については、(i) 早期終了、取引所障害または取引障害が、(x) 参照指数のいずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻（ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際に終了する時刻）をいい、(y) 参照指数のいずれかのオプションまたは先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、(ii) その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

■ 参照指数の廃止／計算方法の変更

(i) スポンサーが参照指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー（かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。）が参照指数を計算し、公表した場合、または(ii) 参照指数が、参照指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式および方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる承継指数（以下「承継参照指数」という。）が参照指数とみなされる。

(i) 当初参照指数決定日または（場合により）いずれかの評価日以前に、関連するスポンサーが、かかる参照指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法でかかる参照指数を著しく修正する（以下「参照指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合にかかる参照指数を維持するために必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。）、もしくはかかる参照指数が永久的に廃止され、承継参照指数も存在しない（以下「参照指数廃止」という。）と公表する場合、または、(ii) いずれかの当初参照指数決定日、最終評価日または観察期間中の他の関連する日において、関連するスポンサーが参照指数水準を計算、公表しない（以下「参照指数障害」といい、参照指数修正および参照指数廃止と併せて、以下「参照指数調整事由」という。）場合、計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本債券に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、及ぼすと決定した場合には、公表されたかかる参照指数の水準の代わりに、修正、廃止または障害の直前に有効だったかかる参照指数の値を算出するための計算式および方法に従い、かかる参照指数調整事由の直前にかかる参照指数を構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する関連あるいずれかの時点の参照指数水準を使い、参照指数水準を計算し、またはロックイン事由の発生およびその他の必要な決定事項を決定する。

■ 参照指数の訂正

スポンサーにより公表され、参照指数終値の計算または決定に用いられた参照指数の水準が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日中にスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された参照指数水準に代えて、訂正された参照指数水準を用いる。ただし、計算代理人は、当初参照指数についてはその後に公表された訂正を考慮せずに決定する。

■ 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された決定代理契約書（以下「決定代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独かつ完全なる裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、包括代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、決定代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

各参照指数につき、当初参照指数、利率判定水準、早期償還判定水準、ロックイン判定水準、連動利払期日に支払われる連動利息額、「4.償還および買入れ（2）強制早期償還」に記載される早期償還の発生および満期償還日に支払われる満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および包括代理人に速やかに通知する。包括代理人は計算代理人より通知を受領次第、後記「12.通知」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。後記「12.通知」の規定に拘わらず、「12.通知」に従ってユーロクリアおよびクリアストリームに対してなされた通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームになされた日に本債権者に対してなされたものとみなされる。

■ 利益相反

（未定）は、本債券の計算代理人となるとともに、IFC が本債券に基づく債務をヘッジするために締結する関連するスワップ取引のカウンターパーティーにもなる。このような（未定）の複数の役割および責任には利益相反のおそれがある。例えば、発行日において、関連するスワップ取引に基づき（未定）が IFC に対して支払うべき金額は、IFC が本債券に基づき支払うべき金額と同様に計算される見込みである。その結果、（未定）が本債券の計算代理人としてその裁量により行う決定は、（未定）が関連するスワップ取引に基づき支払うべき金額に影響を与え、かかる決定にあたり、（未定）は本債券の所持人の経済的利益と相反する経済的利益を有する可能性がある。本債券の所持人は、IFC が本債券に基づく債務をヘッジするためにスワップカウンターパーティーとしての（未定）との関連するスワップ取引を締結するが、関連するスワップ取引に基づく IFC の権利義務は本債券に基づく権利義務とは独立したものであって、本債券の所持人は関連するスワップ取引またはこれに基づき IFC が受ける可能性のあるいかなる支払についても利益を有さないことを理解している。

■ 免責

（i）日経平均株価

本債券は、いかなる方法でも日経平均株価または株式会社日本経済新聞社により後援され、推奨され、または販売促進されているものではなく、株式会社日本経済新聞社は、明示的、黙示的を問わず、日経平均株価によって得られる結果および／またはある特定の日のある特定の時間もしくはその他における日経平均株価の数値について保証または表明を行わない。日経平均株価または株式会社日本経済新聞社は、過失もしくはその他を問わず、いかなる人に対しても、日経平均株価のいかなる誤りについても責任を負わず、発行者または本債権者に対し、日経平均株価についての誤りを通知する義務を負わない。株式会社日本経済新聞社は、明示的、黙示的を問わず、本債券に関連する買入れまたはリスク負担の適否について表明を行わず、本債券に関する取引につき何ら義務または責任を負わない。発行者、関連会社または計算代理人は、本債権者に対し、株式会社日本経済新聞社による日経平均株価の計算、調整もしくは維持に関する作為または不作為につき何ら責任を負わない。本債券の発行前に開示が行われた場合を除き、発行者または関連会社はいずれも、日経平均株価もしくは株式会社日本経済新聞社に対して関係しまたは支配しておらず、日経平均株価の計算、構成または公表につき管理を行わない。計算代理人は、信頼できる公開情報源より日経平均株価に関する情報を入手するが、かかる情報を独自で立証することはない。したがって、発行者、関連会社または計算代理人は、日経平均株価に関する情報の正確性、完全性および適時性につき、明示的、黙示的を問わず、表明、保証または約束を行わず、責任を負わない。「日経平均株価」に関する著作権または「日経平均株価」の提示に関する知的財産権またはそ

の他の権利は、株式会社日本経済新聞社が有する。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の内容の変更およびかかる変更の公表の延期を行う権利を有する。

(ii) S&P500

Standard & Poor's®および S&P®は、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー（以下「S&P」という。）の登録商標であり、かかる登録商標は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」という。）および/またはその関連会社による利用に対して許諾が与えられている。S&P500 は、S&P DJI および/またはその関連会社の商品であり、英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社（以下「ライセンシー」という。）に対して利用許諾が与えられている。本債券は、S&P DJI、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー、S&P およびそれらの関連会社のいずれか（以下、総称して「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス」という。）によって後援、推奨、販売または販売促進されるものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本債券の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本債券に関する投資の妥当性について、また S&P500 が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明または、保証するものではない。S&P500 に関する S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンシーに対する唯一の関係は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの S&P500 ならびに特定の登録商標、サービスマークおよび/または商号についての利用許諾を与えることであり、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 に関する決定、作成および計算を、ライセンシーまたは本債券を考慮に入れずに行う。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 に関する決定、作成および計算において、ライセンシーまたは本債券の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の価格および券面総額の決定、本債券の発行もしくは販売に関する時期、または本債券を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500 に基づく投資金融商品が、指数のパフォーマンスに正確に追随するまたは投資利益を生むという保証はない。S&P DJI は、投資顧問業者ではない。ある有価証券銘柄の S&P500 への組入れは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 もしくはそれに関するデータまたはこれらに関するすべての交信（口頭または書面による交信（電子交信を含む。）が含まれるが、これらに限定されない。）の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 に含まれるいかなる誤り、遺漏または遅延についても損害または責任を負わない。S&P500 の使用によりまたは S&P500 に関連するデータに関し、その特定の目的もしくは使用に係る商品性もしくは適切性について、またはライセンシー、本債券の所有者もしくはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果について、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも保証を行わず、あらゆる保証責任を明示的に否認する。以上のことに関わらず、間接的、特定の、偶発的、罰則的あるいは結果的な損害（利益の損失、取引の損失、時間の損失、または営業権の損失を含むが、これらに限定されない。）について、仮にこれらの損失の可能性について事前に通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他のあるなしを問わず、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンシーを除き、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンシーとの間の契約または取決めに關し、第三者受益者はいない。

発行者、計算代理人もしくはいずれの支払代理人も S&P500 または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。

日経平均株価に関する情報

■ 概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが算出し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、スポンサーが修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく 1 株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、(i) 各構成銘柄の 1 株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、(ii) その積を合計し、(iii) その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2019 年 2 月 5 日現在 27.003 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円をスポンサーの設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成銘柄の現在の 1 株当りのみなし額面価格は、2001 年 10 月 1 日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額または 1 株当りのみなし額面価格に基づいているが、以下に記載するその後の調整に服するものとする。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中 5 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外、株式の銘柄の入替え、株式分割などの一定の変更が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または（場合により）関連ある構成銘柄の 1 株当りのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する変更の結果、除数または 1 株当りのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に（新たな）加重関数を乗じたものの合計を（新たな）除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理銘柄指定または上場廃止
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過などその他の理由による上場廃止または整理銘柄指定
- (iv) 東京証券取引所第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高い、または上場廃止の審査中であるとの理由による監理銘柄指定については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225 銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225 銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この期間に

あつては、銘柄を追加、除外または入替えする都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

■ 日経平均株価の過去の推移

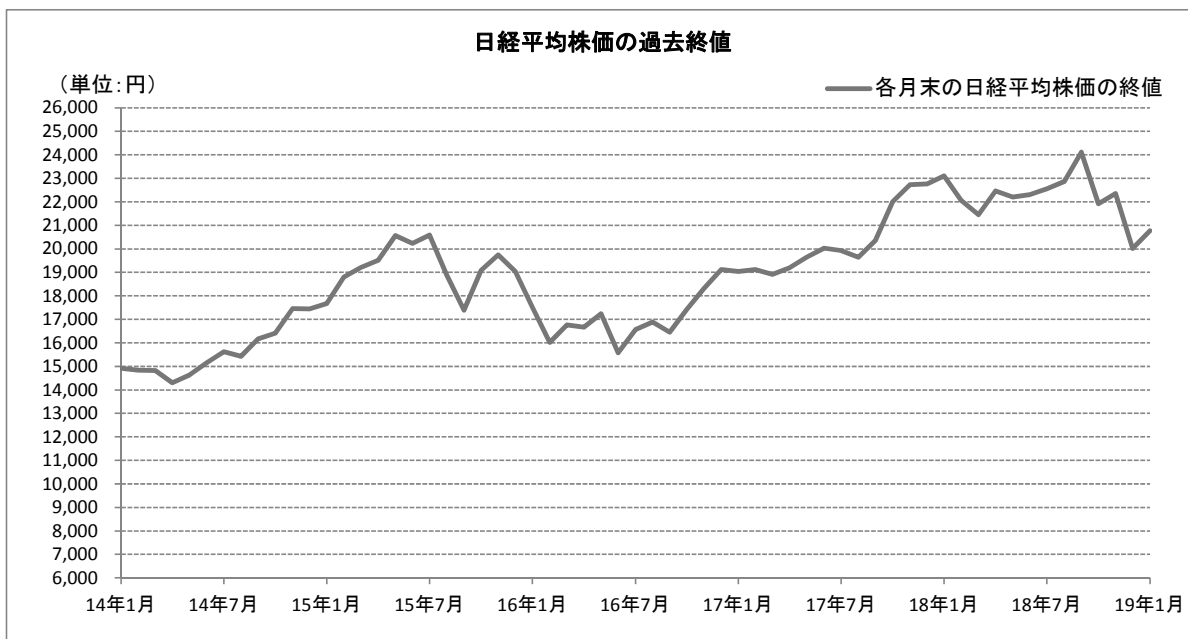
下記の表は、それぞれ1980年から2018年までの各年の最終取引日における日経平均株価の終値および2014年1月から2019年1月までの各月の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2014年1月から2019年1月までの日経平均株価の各月の最終取引日における日経平均株価の終値の推移を表したものである。これらは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。日経平均株価が下落し、満期償還日に本債権者に対して支払われる満期償還額が減少することがある。

日経平均株価の年末の終値

(単位：円)					
年	終値	年	終値	年	終値
1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31
1988	30,159.00	2001	10,542.62	2014	17,450.77
1989	38,915.87	2002	8,578.95	2015	19,033.71
1990	23,848.71	2003	10,676.64	2016	19,114.37
1991	22,983.77	2004	11,488.76	2017	22,764.94
1992	16,924.95	2005	16,111.43	2018	20,014.77

日経平均株価の月末の終値

(単位：円)						
	<u>2014年</u>	<u>2015年</u>	<u>2016年</u>	<u>2017年</u>	<u>2018年</u>	<u>2019年</u>
1月	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34	23,098.29	20,773.49
2月	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99	22,068.24	
3月	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26	21,454.30	
4月	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74	22,467.87	
5月	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57	22,201.82	
6月	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43	22,304.51	
7月	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18	22,553.72	
8月	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24	22,865.15	
9月	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28	24,120.04	
10月	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61	21,920.46	
11月	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96	22,351.06	
12月	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94	20,014.77	



出典：株式会社日本経済新聞社(日経平均プロフィールのウェブサイト)

2019年2月6日の日経平均株価の終値は、20,874.06円であった。

日経平均株価の終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

■ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。

かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

S&P500に関する情報

S&P500は、定期的に会合を行うS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」という。）指数委員会（S&P DJIの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P500は、米国株式市場およびかかる市場を通じて米国経済を反映するように設計されている。S&P500は米国株式市場の中でも大型株に焦点を合わせているが、その時価総額は米国株式市場のかなりの部分を占めているため、かかる市場の全体の動きを表す指標である。S&P500に含まれている企業は主要セクターの大手企業とみなされている。

■ 算出方法

S&P DJI 指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細（指数の追加および除外に関する基準、方針文書および研究論文を含む。）はウェブサイト（us.spindices.com/indices/equity/sp-500）に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500 と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

■ 指数への銘柄追加に関する基準

・米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会（SEC）の提出書類の種別ならびに取引所上場が含まれる。

・時価総額

61 億米ドル以上の時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

・浮動株

少なくとも 50% が浮動株であることを要する。

・財政的実行可能性

直近連続 4 四半期の合計および直近四半期の公表利益はプラスでなければならない。公表利益は、一般会計原則に基づく純利益（非継続事業および特別損益項目を除く。）として定義される。

・十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、1.0 以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

・セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内において、世界の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

・企業タイプ

全ての米国普通株式は、ニューヨーク証券取引所（NYSE アーカ取引所および NYSE MKT を含む。）ならびにナスダック証券取引所に上場されている。リートは、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ビジネス・デベロップメント・カンパニー（BDC）および特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出方法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない。S&P DJI 指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、臨機応変に決定される。

■ 構成銘柄の削除基準

指数の基準を 1 つ以上、大幅に違反した企業。

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業。

出所：S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページより

本書において、「S&P500」には、S&P500 またはそれを承継する指数を含む。なお、本書中の S&P500 に関する情報は、随時変更または更新されることがある。最新の情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページを参照のこと。

■ S&P500の過去の推移

下記の表は、それぞれ1980年から2018年までの各年の最終取引日におけるS&P500の終値および2014年1月から2019年1月までの各月の最終取引日におけるS&P500の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2014年1月から2019年1月までの各月の最終取引日におけるS&P500の終値の推移を表したものである。これらは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。S&P500が下落し、満期償還日に本債権者に対して支払われる満期償還額が減少することがある。

S&P500の年末の終値

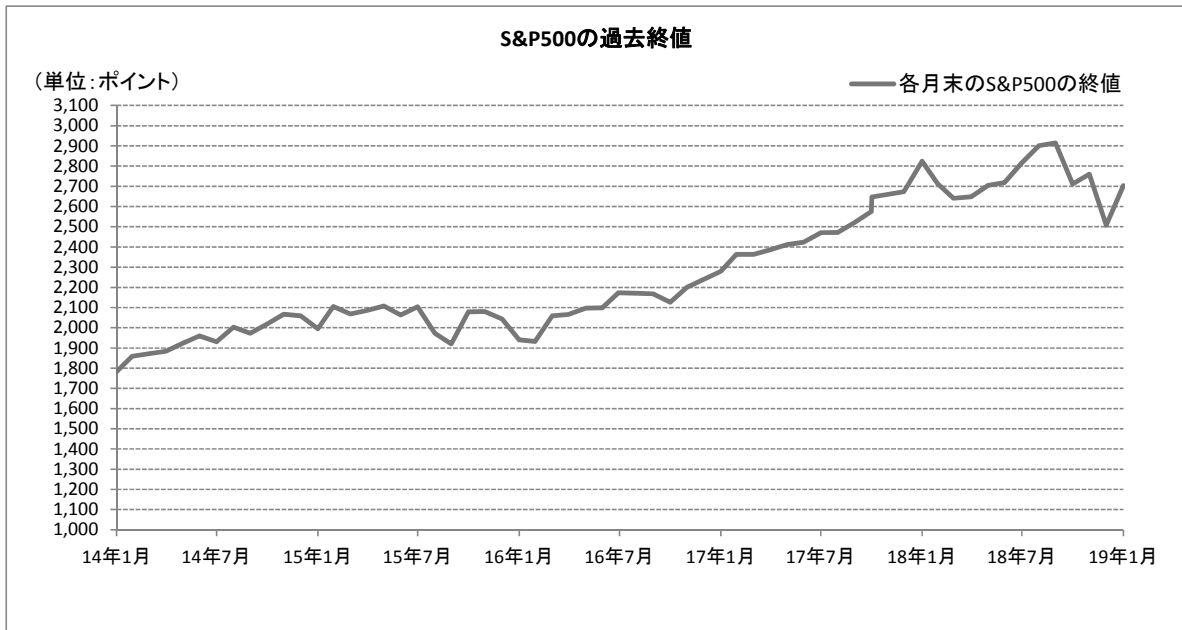
(単位：ポイント)

年	終値	年	終値	年	終値
1980	135.76	1993	466.45	2006	1,418.30
1981	122.55	1994	459.27	2007	1,468.36
1982	140.64	1995	615.93	2008	903.25
1983	164.93	1996	740.74	2009	1,115.10
1984	167.24	1997	970.43	2010	1,257.64
1985	211.28	1998	1,229.23	2011	1,257.60
1986	242.17	1999	1,469.25	2012	1,426.19
1987	247.08	2000	1,320.28	2013	1,848.36
1988	277.72	2001	1,148.08	2014	2,058.90
1989	353.40	2002	879.82	2015	2,043.94
1990	330.22	2003	1,111.92	2016	2,238.83
1991	417.09	2004	1,211.92	2017	2,673.61
1992	435.71	2005	1,248.29	2018	2,506.85

S&P500の月末の終値

(単位：ポイント)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
1月	1,782.59	1,994.99	1,940.24	2,278.87	2,823.81	2,704.10
2月	1,859.45	2,104.50	1,932.23	2,363.64	2,713.83	
3月	1,872.34	2,067.89	2,059.74	2,362.72	2,640.87	
4月	1,883.95	2,085.51	2,065.30	2,384.20	2,648.05	
5月	1,923.57	2,107.39	2,096.96	2,411.80	2,705.27	
6月	1,960.23	2,063.11	2,098.86	2,423.41	2,718.37	
7月	1,930.67	2,103.84	2,173.60	2,470.30	2,816.29	
8月	2,003.37	1,972.18	2,170.95	2,471.65	2,901.52	
9月	1,972.29	1,920.03	2,168.27	2,519.36	2,913.98	
10月	2,018.05	2,079.36	2,126.15	2,575.26	2,711.74	
11月	2,067.56	2,080.41	2,198.81	2,647.58	2,760.17	
12月	2,058.90	2,043.94	2,238.83	2,673.61	2,506.85	



出典：ブルームバーグ・エルピー

2019年2月5日のS&P500の終値は、2,737.70ポイントであった。

S&P500の終値の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間においてS&P500が上記のように変動したことによって、S&P500および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

(3) 買 入 れ

IFCはいかなる時においても、公開市場その他において、本債券を買入れまたはその他の方法により取得することができる。IFCが買入れまたは取得した本債券は、保有もしくは再売却することができ、また、IFCの裁量により、本債券付属のまたは一緒に買入れた期限未到来の利札とともに、消却のため包括代理人に引渡すことができる。買入れが入札で行われる場合は本債券の所持人すべてに同等の機会を与えねばならない。

(4) 消 却

IFCによりまたはIFCのために買入れられたすべての本債券は、各本債券をすべての期限未到来の利札とともに包括代理人に引渡すことにより、消却することができる。かかる場合、引渡された本債券は（付属のまたは同時に引渡された期限未到来の利札とともに）、IFCが償還したすべての本債券とともに、直ちに消却される。

消却のため引渡され、または消却済の本債券は、再発行または再売却を行うことはできず、IFCはかかる債券に関する債務から免責される。

5. 支 払 い

本債券の元利金の支払いは、合衆国外に所在する支払代理人の所定の支払場所において、それぞれかかる本債券および利札（以下の記述に服する。）の呈示および引渡しと引換えに、確定債券に関する円の支払いの場合は、東京都所在の銀行宛振出の円建小切手により、または所持人の選択により、東京都所在の銀行に支払受領者が保有する円口座に振込むことにより行われる。

大券により表章される本債券の元利金の支払いは、上記の確定債券に関して記載された方法、その他当該大券に記載の方法により、支払代理人の所定の支払場所で当該大券の呈示または引渡しと引換えになされる。当該大券の呈示または引渡しに対してなされる支払いの記録は、元金の支払いおよび利息の支払いとを区別して、当該大券上に支払代理人によりなされ、かかる記録は、当該支払いがなされた旨の一応の証拠となる。

すべての支払いは、いかなる場合も適用される金融その他の法令および指令に従う。当該支払いに関して、手数料または費用が本債券の所持人または利札の所持人に請求されることはない。

IFC は当初、下記の銀行を包括代理人および主支払代理人として指名し、下記の住所をその所定の支払場所として指定する。

包括代理人兼主支払代理人
Citibank, N.A., London Branch
(シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店)
21st Floor, Citigroup Centre
Canada Square, Canary Wharf
London E14 5LB

IFC は、包括代理人またはその他の支払代理人の指名を随時取り消すことができ、代替の包括代理人または追加もしくはその他の支払代理人を指名することができる。ただし、IFC は、包括代理人およびヨーロッパの都市に所定の支払場所を有する支払代理人を維持する。上記の変更および支払代理人として行為をする支払場所の変更の通知は、下記「12.通知」の規定に従って本債券の所持人に対して速やかになされる。

固定利息期間に関する利札については、本債券は、元金支払いの際に、これに付されていた期日未到来の利札とともに提出されることを要する。期日未到来の欠缺利札の額面金額に等しい金額（一部支払いの場合は、控除される金額のかかる欠缺利札の額面金額に対する割合が、支払われる元本金額の支払われるべき元本金額に対する割合と等しくなるような金額）が支払われる元本金額から控除される。控除された金額は、当該元金支払いにかかる当該日（下記「7.時効」の項に定義される。）から10年以内にかかる欠缺利札を提出することにより（かかる欠缺利札が「7.時効」の項の記載に従って無効となっているか否かを問わない。）上記の方法で支払われる。元本支払期日が利払期日と異なる日である場合は、当該元本金額の経過利息は、関連本債券の呈示の際にのみ支払われる。

連動利息期間に関する利札については、本債券が償還日前に償還された場合、本債券に関連ある期限未到来の利札（本債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払はなされない。

本債券に関する支払いが行われるべき日が、関連営業日（下記に定義される。）ではない場合、当該の日は、翌関連営業日まで、延期される。かかる支払いが行われるべき日の延期に関し、利息またはその他の金員の支払いは行われない。

「関連営業日」とは、支払呈示場所ならびに東京都、ロンドン市およびニューヨーク市において銀行および外国為替市場が営業を行なっている日をいう。

本債券の元金金の支払期日の到来時に、支払通貨である円が、日本国政府によって公的もしくは私的債務の支払に使用されなくなった場合、または当該国の公共機関によってもしくは国際的銀行間取引において取引の決済のために使用されなくなった場合、または IFC の制御できない状況の結果として IFC が利用できないと考えられる場合には、IFC はかかる支払にかかる支払の2営業日前の日のニューヨーク連邦準備銀行が公表するニューヨーク市における正午の米ドルによる当該通貨の電信為替相場に基づいて、またはかかる相場が当該2営業日前の日に利用不能の場合もしくは公表されない場合は当該2営業日以前で計算代理人が利用可能な直近の相場に基づいて、米ドルでなすことによりかかる支払に関する IFC の義務を履行することができる。かかる状況下で円または米ドルでなされた支払は、有効な支払となり、本債券に関して債務不履行となることはない。本段落の適用において、営業日とは、ニューヨーク連邦準備銀行がニューヨーク市において業務を行っている日をいう。

6. 租 税

本債券およびその利息は、一般に課税を免れるものではない。

国際金融公社協定上、IFC は、加盟国により本債券に関して課される税金について控除または支払いを行う義務を有しない。従って、本債券に係る元金に関する支払いは、かかる税金に関する控除なしに包括代理人に対してなされる。国際金融公社協定上、本債券に係る元金および利息に関する支払いは、

加盟国により(i)IFCが発行したことのみを理由として本債券に対して不利な差別を設ける租税、または(ii)本債券が発行され、支払われ、もしくは支払われるべき場所もしくは通貨またはIFCが維持する事務所もしくは業務所の所在地を唯一の課税上の基準とする租税を課されることはない。

7. 時 効

IFCに対する本債券および利札に関する支払請求権は、かかる支払いについての関連日より元金に関しては10年以内および利息に関しては5年以内にかかる請求がない場合は、時効が到来し、無効となる。本「債券の要項」において、「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日、または、いずれかの金銭の支払が不当に差し控えられた場合もしくは拒絶された場合には、未払いの金額が全額支払われた日もしくは(それより早い場合には)本「債券の要項」に従って本債券もしくは利札のさらなる呈示がなされたなら、支払がなされる旨の通知が本債券の所持人に対してなされてから7日後の日(ただし、かかる支払が呈示もしくは引渡時に実際になされたことを条件とする。)をいう。本「債券の要項」において、(i)「元金」という場合、本債券に関して支払われる額面超過金、満期償還額、早期償還金額および「4.償還および買入れ」の規定(修正、追補規定を含む。)に従って支払われる元金の性質を有するその他の金額を含み、(ii)「利金」という場合、すべての利金および「3.本債券の利息」の規定(修正、追補規定を含む。)に従って支払われるその他すべての金額を含む。

8. 債 務 不 履 行

IFCが(i)本債券の元金、額面超過金(もしあれば)もしくは利息の支払いを怠り、または、(ii)発行、債務引受または保証した総額20,000,000米ドルまたは他の通貨によるその同等額以上の有価証券、債券(本債券を除く。)もしくは類似の債務の元金、額面超過金(もしあれば)もしくは利息の支払いの履行を怠り、かかる不履行が90日継続した場合、本債券の所持人は、かかる不履行以後およびかかる不履行が継続している期間中いつでも、アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントンに所在するIFCの主たる事務所にてIFCに対し、その保有する本債券につき、期限の利益喪失を宣言することを選択した旨の書面による通知(かかる通知には債券番号および額面金額を記載する。)を交付するまたは交付させることができ、かかる通知がIFCに交付された後30日目に、当該本債券は、期限の利益を喪失し、額面金額に、償還される日(その日を含まない。)までの経過利息を付して直ちに支払われるものとする。ただし、それ以前に存在するすべての不履行が、かかる日までに治癒された場合はこの限りではない。

本「8.債務不履行」の目的上、米ドル以外の通貨により表示される支払債務は、その支払いについて不履行がなされた日においてロンドン市所在の主要商業銀行が提示する当該通貨買い米ドル売りの直物外国為替相場により(または、何らかの理由により当日にかかる相場が得られない場合は、その後かかる相場が得られる最初の日にかかる相場により、またはIFCと協議の上、包括代理人が定めるところに従って)米ドルに換算されるものとする。

9. 債権者集会および修正

包括代理契約は、特別決議(包括代理契約に定義される。)による「債券の要項」の修正の承認を含め、本債券の所持人の利益に影響を与える事項を検討するための債権者集会を開催するための規定を有する。かかる集会は、その時点で未償還の本債券の元金総額の10パーセント以上を保有する本債券の所持人により招集されうる。特別決議のために開催される集会の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元金総額の過半を保有または代表する者2名以上、また延期集会においては、保有または代表する本債券の元金金額に拘らず、本債券の所持人もしくはかかる所持人を代表する者2名以上とする。ただし、かかる集会における議案に、特に(i)本債券の満期償還日、利払期日もしくは利息金額の変更、(ii)本債券の元金または額面超過金(もしあれば)の減額もしくは無効化、(iii)本債券の利率の減率もしくは利息金額の計算方法もしくは計算ベースの変更、(iv)償還金額の減額、(v)償還金額の計算方法もしくは計算ベースの変更、(vi)本債券の支払通貨もしくは券面種類の変更、(vii)特別定足数の規定が適用される特別決議による承認後にのみ取りうる規定された措置をとること、または(viii)債権者集会の定足数もしくは特別決議の可決に必要な議決権の数に関する規定の修正が含まれている場合は、この限りではない。かかる場合の必要定足数は、その時点で未償還の本債券の元金総額の75パーセント以上、または延期集会においては25パーセント以上を保有もしくは代表する者2名以上とする。適式に可決され

た特別決議は、（かかる特別決議が可決された集会に出席していたか否かに拘らず）本債券の所持人およびすべての利札の所持人を拘束する。

IFC は、本債券の所持人の権利に重大な害を及ぼすとは合理的に予想しえない場合に限り、包括代理契約の修正、包括代理契約の過去の違反もしくは今後の違反の追及の放棄もしくは承認または包括代理契約の不遵守を認める。

10. 代り債券および利札

紛失、盗失、汚損、破損または破棄した本債券、または利札は、適用法令および関連決済機関の諸規則に従って、ルクセンブルグ所在の支払代理人または IFC によりそのためにその時々指定されるその他の支払代理人（かつ、その指定の通知は、本債券の所持人に対してなされる。）の所定の支払場所で、請求者がその手数料および費用を支払った場合、証拠、担保および補償の条件（かかる条件は、主張される紛失、盗失、汚損、破損または破棄された本債券または利札がその後支払いのために呈示された場合に、IFC がかかる本債券、利札または追加利札に関して支払う金額を請求次第 IFC に支払う旨を含んで規定される。）ならびに IFC が要求する条件の下で、交換される。汚損もしくは破損した本債券または利札は、代替債券または利札が発行される前に引渡されねばならない。

11. 追加発行

IFC は、随時、本債券の所持人の同意なしに、本債券とすべての点（または、発行日およびその初回利払い以外すべての点）で同一の要項を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合されて単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または IFC が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し発行することができる。「債券の要項」中で本債券という場合には、（文脈上、別段の要求がある場合を除き）本「11.追加発行」に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成するその他の債券が含まれる。

12. 通知

本債券の所持人に対する通知は、ロンドン市において一般に頒布されている日刊紙（フィナンシャル・タイムズを予定）に公告を行うことによりなされる。かかる公告が実際上できない場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に公告することにより有効になされる。かかる通知は、公告の日になされたものとみなされ、また公告が複数回または異なる日になされる場合は、上記に従って最初になされた公告の日になされたものとみなされる。

本債券の確定債券が発行されるまでの間、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリームによって本債券の所持人のために保有されている限り、ユーロクリアおよびクリアストリームから本債券の所持人に対する連絡のためにユーロクリアおよびクリアストリームに対して通知が交付されることにより、新聞の公告に代えることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリームになされた後 7 日目に本債券の所持人に対してなされたものとみなされる。

利札の所持人はすべての目的のため、本「12.通知」に従って本債券の所持人になされた通知の内容を知っているとみなされる。

本債券の所持人による通知は、書面により、関連する本債券とともに包括代理人に預けることによりなされる。本債券が大券により表章されている限り、本債券の所持人による包括代理人に対する当該通知は、包括代理人とユーロクリアおよび/またはクリアストリームがかかる目的のため認める方法で、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームを経由してなすことができる。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

何人も、1999 年契約（第三者の権利）法に基づいては本債券のいずれの要項についても執行する権利を有していない。

14. 準拠法および管轄権

- (イ) 本債券および利札は英国法に準拠し、これに基づき解釈される。
- (ロ) 本債券もしくは利札より生じた、またはこれらに関連する英国裁判所における訴訟その他の法的手続（以下「手続」という。）に関し、IFC は、同裁判所の非専属的管轄権に取消不能の形で服する。
- (ハ) IFC は、英国における手続に関して、IFC に代わり、訴状送達を受ける英国における代理人として、英国ロンドン市 SW1P 4QP ミルバンク 21-24、ミルバンク・タワー12階に所在する IFC の事務所を取消不能の形で指名する。IFC が英国に事務所を置かなくなった場合、または何らかの理由によりかかる訴状送達代理人が上述の IFC の代理人として行為できなくなったか、もしくはロンドンに所在しなくなった場合、IFC は代替の代理人を指名し、直ちにかかる代替の代理人の指名を上記「12.通知」に従って本債券の所持人に対して通知することに取消不能の形で合意する。上記の規定は、法が許容する他の方法で送達を行う権利には何ら影響しない。

包括様式の本債券に関する条項の概要

仮大券および恒久大券には、包括様式の本債券に適用される条項を含んでおり、かかる条項には本書に記載された上記「債券の要項」を補足するものがある。以下はかかる条項の概要である。

交 換 仮大券は、包括代理契約に記された様式で関連決済機関による実質的所有者が米国人でない旨の証明書を提出した場合、発行日後 40 日目の日以降に恒久大券上の権利と（所持人の費用負担なしに）交換可能となる。

恒久大券が決済機関のために保有されている場合に、かかる決済機関が継続して 14 日間（法律その他の理由による休日の場合を除く。）営業しないか、永久に業務を停止する意図を発表するか、または実際に永久に業務を停止した場合、所持人は包括代理人に通知することにより、当該所持人の負担なしで恒久大券の全部を確定債券と交換することができる。交換日以降、恒久大券の所持人は、包括代理人に対し、またはその指示に従って、恒久大券を引渡すことができる。交換に際し、IFC は、等額の元本総額の、適法に作成され認証された確定債券（恒久大券につき未払の利息に関するすべての利札を付しているものとする。）を交付するかまたは交付させるものとする。かかる確定債券は、適用ある法定の要件に従って、また包括代理契約に付属の様式または実質的に同一の様式において証券として印刷されているものとする。恒久大券の全額の交換時に、IFC は、所持人の請求がある場合、恒久大券を、消却の上、所持人に引渡されるようにする。

「交換日」とは、仮大券が恒久大券に交換される場合、発行日から 40 日以降の日をいう。

支 払 い 交換日前、仮大券に関する支払いは、関連決済機関により実質的所有者が米国人でない旨の証明がなされた場合にのみなされる。交換日以降は、恒久大券上の持分との交換が不当に差し控えられまたは拒否される場合を除き、仮大券に関する支払いはなされない。恒久大券に表章される本債券の元利金の支払いは、包括代理人もしくはかかる目的のために本債券の所持人に対してなされた通知に記載されたその他の支払代理人またはその指示する者に恒久大券を支払いの記録のために呈示することにより、また本債券についてさらなる支払いがない場合は引渡すことにより、なされる。上記の方法でなされたそれぞれの支払いの記録は、恒久大券の該当する付表上に裏書され、かかる裏書は本債券についての当該支払いが行われたという一応の証拠となる。

通 知 本債券が恒久大券により表章され、恒久大券が決済機関のために保有されている限り、本債券の所持人への通知は、かかる通知を決済機関による正当な口座保有者への伝達のために当該決済機関に送付することによりなされる。

買入れおよび消却 買入れ後に IFC が消却を選択した本債券の消却は、恒久大券の元本金額を減額することによりなされる。

不 履 行 恒久大券の所持人は、恒久大券またはその一部を、上記「債券の要項」中の「8. 債務不履行」に記載されている事由の下で、期限の利益を喪失させる本債券の元本金額を IFC に対する通知に記載することによって、期限を到来させることができる。債務不履行事由に関する通知を送付した後、捺印証書として調印された恒久大券の所持人は、恒久大券の特定の一部を無効として、決済機関の口座保有者として当該一部につき支払いを受ける権利を有する者が約因証書に基づいて IFC に対して直接執行権を取得することを選択できる。

集 会 恒久大券の所持人は、債権者集会の定足数要件の目的上（ただし、かかる恒久大券が 1 枚の本債券のみを表章している場合を除く。）2 人として取り扱われる。当該集会においては、本債券の所持人は、かかる大券から交換されうる本債券の最小額面金額各々につき 1 議決権を有する。

課税上の取扱い

日本国の租税

(1) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、2019年2月7日現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本債券は普通社債と同様に取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが法令上明確に規定されているわけではない。仮に、日本の税法上、本債券が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があるが、本債券が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記(2)では、日本国の居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略について、また下記(3)では、内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。ただし、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(2) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払いを受けるべき本債券の利息は、一般的に利息として取扱われ、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）で源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）による申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払いを受けるべき利息の金額ごとに確定申告を要する所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）による申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、法律によって定められた税率（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）による申告分離課税の対象となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(3) 内国法人

内国法人が支払いを受けるべき本債券の利息は、一般的に利息として取扱われ、それが国内におけ

る支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、法律によって定められた税率(所得税および復興特別所得税の合計)で源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

そ の 他

日本国金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく本債券の売出しの届出の必要はない。

国際金融公社の要約情報

下記の情報は、情報説明書中の情報からの抜粋の翻訳である。投資家は、IFC の活動および財政に関する包括的理解のためにこの抜粋部分に依拠すべきではない。これらの事項を完全に理解するには、投資家は、情報説明書全体を精査すべきである。

(別段の表示がない限り、2018年6月30日現在)

IFC は民間部門の発展を促進して開発途上加盟国の更なる経済的成長を促すために 1956 年に設立された国際機関である。IFC は世界銀行グループのメンバーであるが、国際復興開発銀行（以下「世界銀行」という。）、国際開発協会（以下「IDA」という。）、多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という。）および投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」という。）とは別個の独立した法人であり、独自の国際金融公社協定、株式資本、財務構造、経営陣および職員を有する。IFC への加盟は世界銀行の加盟国に限られている。IFC の債務は世界銀行またはいかなる政府の債務でもなく、また世界銀行またはいかなる政府によっても保証されない。

IFC は主に、IFC の加盟国である開発途上国の民間部門に資金および財務サービスを提供している経験豊富な国際機関である。IFC は多国的な開発銀行と民間金融機関をあわせた特徴を有している。2018年6月30日現在、IFC の総株式資本は 184 カ国の加盟国により保有されている。2018年6月30日現在、経済協力開発機構（OECD）の加盟国が IFC の議決権の 65.51%を保有している。IFC の 184 カ国の株主のうち上位 5 大株主は、アメリカ合衆国（総議決権の 20.99%）、日本（6.01%）、ドイツ（4.77%）、英国（4.48%）およびフランス（4.48%）である。概して、IFC は、融資については市場金利を課しており、エクイティ投資および負債証券への投資については市場収益を追求している。他の多くの国際機関と異なり、IFC は融資の際にその国の政府の保証を受けない。IFC の財務体質の強さは主に、投資ポートフォリオの質、多額の払込資本金および利益剰余金、債務の対自己資本比率の低さ、流動資産ポートフォリオの規模、多様な収益源および収益性によるものである。

IFC の連結財務諸表作成基準 IFC の会計および報告方針は米国で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「GAAP」という。）に沿っている。

投資商品 2018年6月30日現在、IFC の融資、エクイティ投資、負債証券投資などの投資ポートフォリオの実行済み残高（以下「実行済み投資ポートフォリオ」という。）は 417 億米ドルであった。内訳は融資が 60.3%、エクイティ投資が 26.3%、負債証券投資が 13.4%である。実行済み投資ポートフォリオは国、地域、産業、セクター、プロジェクトの種類により様々に分かれている。IFC は通常、自己勘定による融資をプロジェクトコストの 25%までにとどめているため、与信リスクは他の民間セクターの投資家と分け合っている。IFC の投資ポートフォリオは、理事会が承認した種々の重要な財務上の指針に服する。

流動資産 2018年6月30日現在、IFC の流動資産ポートフォリオの公正価値の残高（関連する金融派生商品および証券貸借取引控除後）は、2017年6月30日現在の 392 億米ドルから 389 億米ドルへと減少した。この流動資産残高と IBRD からの借入金の引出未済分の合計は、IFC の未実行融資案件および合意済み投資案件の総額を十分賄える金額となる。IFC の総流動性方針は、将来 3 年間にわたって必要と見込まれる現金の少なくとも 45%をカバーするための最低水準の流動性および世界銀行からの未引出借入枠を維持することとしている。IFC では流動資産ポートフォリオを政府、政府機関、国際機関、優良企業等が発行または無条件保証している高格付けの利付証券に投資しており、それらの投資対象には資産担保証券（ABS）や不動産担保証券（MBS）、定期預金、その他の銀行・金融機関の無条件の支払義務のある証券も含んでいる。多方面への分散により、好ましいリスク・リターンを確保している。IFC ではこれらの投資に伴う市場リスクを、通貨スワップ、金利スワップおよび金融先物を中心としたデリバティブ商品など、各種のヘッジ技術を通じて管理している。

借入金 IFC は融資、エクイティ投資、負債証券投資の資金のほぼ全額を国際資本市場で発行する負債証券によって調達しており、IBRD にわずかな借入窓口を有している。IFC は借入れの通貨、国、資金源、返済期間などを多様化することによって、柔軟性とコスト効率を確保している。2018年6月30日現在、IFC の借入残高は、公正価値による調整後で総額 531 億米ドルである。さらに、IFC は市場からの借入を変動金利の米ドル債務に変換するべく、かなりの金額の通貨スワップおよび金利スワップ取引を行っている。

事業リスク管理 持続性のある民間セクター的開発業務を遂行していくうえで IFC は様々なリスクを負っている。これらのリスクを積極的に管理していくことは、IFC が財務上の安定を維持し、開発におけるインパクトを実現する上で重要である。

IFC の事業リスク管理フレームワーク (ERM) は、IFC の事業活動から生じる財務的影響および風評による影響の適切な管理を可能にすることを目的としている。これに関連して、IFC のリスク管理への取り組みは、IFC の業績とその戦略的方向性を合致させることを促進することを特に目的としている。IFC が 14 年度に採用した ERM フレームワークは広く業界標準に準拠しており、以下の各項目を明確化することでリスクに対する IFC の対応策に根拠を与えることを目的としている。即ち、IFC の中核リスク管理原則、共同でリスクの異なる側面を管理する責任を負う異なる部署間でリスク管理に向けた努力が共同かつ連動してなされることを確保するための組織横断型の共通リスク分類、組織内の各部署が全体的なリスク管理にそれぞれどのように貢献するかを明確化するためのリスク管理における役割および責任の共通分類、ならびに積極的なリスク管理の実践のために必要な仕組み、手続および方法である。

資本合計 2018 年 6 月 30 日現在、IFC の資本合計は 261 億米ドルであった。資本合計のうち 233 億米ドルが利益剰余金で、そのうち 2 億米ドルについては特定の用途に特定されている。IFC が報告する適正資本とは、「展開可能戦略的資本」である。展開可能戦略的資本は、IFC の理事会承認済みのリスクに基づく経済的資本に基づく。利用可能財源合計（払込済み資本、指定済み利益剰余金を除く利益剰余金および一般・特定の貸倒引当金を控除したものと定義される。）に対する展開可能戦略的資本の割合は、2018 年 6 月 30 日現在、8.7%となっている。協定では、IFC に IBRD からの借入残高がある限り、負債（借入残高と保証残高の合計）対自己資本（応募済み資本金と利益剰余金の合計）の比率で測定した IFC のレバレッジは 4.0 対 1 を超えてはならないことになっている。2018 年 6 月 30 日現在、この比率は 2.5 対 1 であった。

上記の情報は、情報説明書中に記載の

追加情報ならびに連結財務諸表および注記により補足され、条件付けされる。

主な財務データ

下記の表は過去5年間の抜粋財務データを表わしている。(別段の記載のない限り、金額単位はすべて百万米ドルである。)

	6月30日現在および6月30日終了年度				
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
連結損益計算書抜粋：					
貸出金および保証による収益（貸出金および関連デリバティブからの実現損益を含む）	\$ 1,377	\$ 1,298	\$ 1,126	\$ 1,123	\$ 1,065
貸出金、保証、経過利息およびその他債権による損失引当金繰入	(90)	(86)	(359)	(171)	(88)
持分投資および関連デリバティブによる収益	853	707	518	427	1,289
負債証券による収益（負債証券および関連デリバティブからの実現損益を含む）	363	282	129	132	89
流動資産トレーディングによる収益	771	917	504	467	599
借入費用	(1,041)	(712)	(409)	(258)	(196)
その他収益	578	528	501	505	461
その他費用	(1,662)	(1,617)	(1,464)	(1,423)	(1,418)
非トレーディング活動に関する外貨取引収益（損失）	123	(188)	(46)	53	(19)
公正価値で計上される非トレーディング金融商品の未実現利益（損失）純額およびIDA 拠出金控除前利益	1,272	1,129	500	855	1,782
公正価値で計上される非トレーディング金融商品の未実現利益（損失）純額	88	394	(204)	(106)	(43)
IDA 拠出金控除前利益	1,360	1,523	296	749	1,739
IDA 拠出金	(80)	(101)	(330)	(340)	(251)
純利益（損失）	1,280	1,422	(34)	409	1,488
前項より減算：非支配持分に帰属する純（利益）損失	-	(4)	1	36	(5)
IFC に帰属する純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)	\$ 445	\$ 1,483
連結貸借対照表抜粋：					
資産合計	\$ 94,272	\$ 92,254	\$ 90,434	\$ 87,548	\$ 84,130
流動資産（関連デリバティブ控除後）	38,936	39,192	41,373	39,475	33,738
投資	42,264	40,519	37,356	37,578	38,176
実行済み借入金残高（公正価値調整を含む）	53,095	54,103	55,142	51,265	49,481
資本合計	\$ 26,136	\$ 25,053	\$ 22,766	\$ 24,426	\$ 23,990
内訳：					
未指定利益剰余金	\$ 23,116	\$ 21,901	\$ 20,475	\$ 20,457	\$ 20,002
指定利益剰余金	190	125	133	184	194
資本金	2,566	2,566	2,566	2,566	2,502
累積その他包括利益（損失）（AOCI）	264	458	(431)	1,197	1,239
非支配持分	-	3	23	22	53
財務比率：^(a)					
平均資産利益率（GAAP 基準） ^(b)	1.4%	1.6%	0.0%	0.5%	1.8%
平均資産利益率（非 GAAP 基準） ^(c)	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	1.8%
平均資本利益率（GAAP 基準） ^(d)	5.0%	5.9%	(0.1)%	1.8%	6.4%
平均資本利益率（非 GAAP 基準） ^(e)	5.1%	4.9%	1.8%	4.6%	6.5%
総流動性比率 ^(f)	100%	82%	85%	81%	78%
外部調達資金の流動性レベル ^(g)	該当なし	該当なし	504%	494%	359%
対資本負債比率 ^(h)	2.5:1	2.7:1	2.8:1	2.6:1	2.7:1

実行済み貸出金ポートフォリオ総額に対する貸倒引当金総額の比率 ⁽ⁱ⁾	5.1%	6.1%	7.4%	7.5%	6.9%
資本測定：					
必要総資源（単位：10億ドル） ^(j)	20.1	19.4	19.2	19.2	18.0
利用可能総資源（単位：10億ドル） ^(k)	24.7	23.6	22.5	22.6	21.6
戦略的資本 ^(l)	4.6	4.2	3.3	3.4	3.6
展開可能戦略的資本 ^(m)	2.2	1.8	1.0	1.1	1.4
利用可能総資源に対する展開可能戦略的資本の比率	9%	8%	4%	5%	7%

- (a) 特定の財務比率については、以下に記載するとおり、投資その他非トレーディング金融商品の未実現利益および損失、AOCI ならびに連結変動持分事業体（VIEs）からの影響を排除して計算している。
- (b) 当年度末と前年度末の総資産の平均に対する当年度の純利益の割合。
- (c) 平均資産利益率は、純利益（公正価値で計上される投資からの未実現損益、連結 VIEs からの利益および非トレーディング投資に基づく純損益を除く。）の、実行済貸付および持分投資（準備金控除後純額）、流動性資産（買戻条件付購入契約控除後）ならびにその他の資産の当年度および前年度の平均の合計に対する割合と定義される。
- (d) 当年度末と前年度末の資本合計（資本金の払込未済額を除く。）の平均に対する当年度の純利益の割合。
- (e) 平均資本利益率は、純利益（公正価値で計上される投資からの未実現損益、連結 VIEs からの利益および非トレーディング金融投資に基づく純損益を除く。）の、当年度および前年度の平均の払込済株式資本および利益剰余金（一定の未実現損益控除前、支出前の累積的指定分を除く。）に対する割合と定義される。
- (f) 総流動性方針によれば、IFC は常に将来 3 年間にわたって必要と見込まれる現金の少なくとも 45% をカバーするための最低水準の流動性および世界銀行からの未引出借入枠を維持することとされている。
- (g) この比率は IFC にとって重要な比率ではなくなったため、17 年度末に廃止された。
- (h) レバレッジ（対資本負債）比率とは、借入残高および契約済み保証の合計額と、払込資本および利益積立金（特定の目的のために指定された利益剰余金および一定の未実現損益控除後）の合計額に対するとの比率として定義されている。
- (i) 実行済み貸出金ポートフォリオ総額に対する貸倒引当金総額の比率とは、実行済み貸出金総額に対する貸倒引当金の割合をいう。
- (j) 必要総資源（TRR）は、IFC のポートフォリオにおける予想損失および予想外損失をカバーするのに必要な最低資本であり、IFC のトリプル A 格付を維持するために調整されている。TRR は、IFC の異なる資産に係る必要経済資本の合計であり、契約済みポートフォリオの絶対規模、商品構成（持分、貸出金、短期金融および財務ポートフォリオ資産）、ならびにオペレーショナルリスクおよびその他のリスクによって決定される。
- (k) 利用可能総資源（TRA）は公社の総資本であり、(i) 払込資本金、(ii) 特定目的のために指定された利益剰余金および一部の未実現損益を除く利益剰余金、(iii) 総貸倒引当金で構成される。TRA は利益剰余金（利益から配当を差し引く）および引当金の増加に基づいて増加する。
- (l) 利用可能総資源から必要総資源を減じた額。
- (m) 利用可能総資源の 90% から必要総資源を減じた額。

IFCの財務構造

2018年6月30日現在、総資産は、943億米ドル（2017年6月30日現在、923億米ドル）であり、それには、流動資産（関連デリバティブ控除後）389億米ドル（2017年6月30日現在、392億米ドル）、投資ポートフォリオ（公正価値その他の調整を含み、貸倒引当金を控除後）423億米ドル（2017年6月30日現在、405億米ドル）が含まれる。総資産には更に、公正価値で28億米ドル（2017年6月30日現在、26億米ドル）のデリバティブ資産が含まれている。

2018年6月30日現在および6月30日終了年度 マネージメント・ディスカッション エグゼクティブ・サマリー

全体像

IFCは開発途上国の民間部門に重点的に取り組む最大の国際開発機関である。IFCは1956年に設立され、その方針を集団で決定する184の加盟国により所有されている。IFCは世界銀行グループ¹のメンバーであるが、世界銀行、IDA、MIGAおよびICSIDとは別個の独立した法人であり、独自の設立協定、株式資本、財務構造、経営陣および職員を有する。IFCへの加盟は世界銀行の加盟国に限られている。

世界銀行グループの任務は下記の2つの目標により明確に定められている。

- ・ 一日1.90米ドル未満で生活する人々の割合を2030年までに全世界でわずか3%まで減少させることにより極度の貧困を根絶する
- ・ 各開発途上国の人口の40%の最貧層の収入の増加を促すことにより持続可能な形で繁栄の共有を促進する

戦略および事業の見通し

フォワードルック：2030年の世界銀行グループのビジョン（フォワードルック）は、2016年に株主に承認され、世界銀行グループが、顧客が2つの目標および2030年の開発アジェンダを達成できるよう支援する方法に関する共通のビジョンを明確にした。フォワードルックには、世界銀行グループがどのように持続可能かつ包括的な成長をもたらし、人的資本に投資し、そして、（1）すべての顧客へのサービスの提供、（2）民間部門のソリューションの活用の拡大と並行した資金動員の向上、（3）国際問題に対する、より強力なリーダーシップの発揮および（4）より効率的で効果的なビジネスモデルの構築という4つの柱を通して、強靱性を高めるかが記載されている。

すべての顧客にサービスを提供する使命の一部として、IFCは、とりわけ、脆弱および低所得国における民間部門への投資への制約を取り除き、そのような地域へのより多くの投資を指示することで、戦略を実行する。IFCの戦略（IFC 3.0）に基づき新たなツールが展開され、これにより、IFCが脆弱・紛争状態にある地域、IDA国家および小さな国における川上市場の創出を支援することが可能になる。また、IFCは、インフラに対するニーズや、都市化、気候変動等の問題の解決に貢献し、革新的で複製可能なビジネスモデルを支援することで、中所得国において強い存在感を維持している。

2018年4月の春季会合後、(1)利益剰余金の一部の払込資本金への転換、選択的増資（SCI）および一般増資（GCI）によって、55億ドルを払込資本金へ追加する三段階の資本調達プロセス、(2)IDA第18次増資²期間の終了後のIDA拠出金の計画的停止および(3)効率の向上のための内部方針で構成された資金調達パッケージが総務会により承認された。

¹ 世界銀行グループのその他の機関は国際復興開発銀行（以下「IBRD」または「世界銀行」という。）、国際開発協会（以下「IDA」という。）、多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という。）および投資紛争解決国際センター（以下「ICSID」という。）である。

² 増資は3年毎に行われ、ドナー国および借入国の代表者がIDAの戦略的指針、資金供与および配分規則を決定する。

ビジネスモデル

IFC は、民間部門投資に融資し、国際金融市場において資本を動員し、企業および政府に助言サービスを提供することにより、発展途上国の持続可能な成長を支援している。IFC の主たる投資商品は、貸付および持分投資であり、これらよりは少ないが、負債証券および保証ポートフォリオも有している。IFC はまた、種々の手法を通じて他の投資家や貸手から調達した追加的資金を積極的かつ直接的に動員する役割を果たしている。かかる手法は、主として、貸付参加、並行貸付、貸付債権の売却、中核資金動員の基準を満たす、非 IFC 部分のストラクチャード・ファイナンス取引、IFC の主導による、非 IFC 部分のコミットメントおよび IFC の完全子会社である IFC Asset Management Company LLC (AMC) が管理する資金における非 IFC 投資運用部分のコミットメント（中核資金動員と総称される。）で構成される。他の多くの開発機関と異なり、IFC はそのエクスポージャーに対し、受け入れ国政府の保証を受けない。IFC は、世界銀行からの小口の借入枠を維持する一方で、その貸付業務のための事実上すべての資金を国際資本市場で負債証券を発行することにより調達している。持分投資は、資本（または自己資本）から資金提供される。

IFC の資本基盤、その資産および負債は、持分投資を除き、主として米ドル建てで表示されているか、または米ドル建にスワップされているが、米ドル以外の通貨建ての債務発行が増加しており、その手取金は同一通貨建てで投資されている。一般的に IFC は、各種通貨建ての資産の通貨および金利基盤を、同じ特徴を有する負債と細部まで一致させることにより、貸付および流動資産から生じる為替リスクおよび金利リスクを最小限に抑えるよう努めている。IFC は通常、非持分投資および一定の貸付に関連した通貨および金利の残余リスクを通貨スワップおよび金利スワップならびにその他のデリバティブ商品を用いて管理している。

マネージメント・ディスカッションには、「予期する」、「信じる」、「期待する」、「意図する」、「計画する」等の用語や、類似の意味を有する用語により特定される見通しに関する表現が含まれる。かかる表現は、現在の予測に基づく数多くの仮定および見積を含んでおり、IFC が制御することのできないリスクおよび不確実性を伴っている。従って、将来の実際の業績は、現在予想しているものと大幅に異なる可能性がある。

IFC の連結財務諸表作成基準

IFC の会計報告方針は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠している。

経営陣は利益剰余金の指定に用いる基礎として、特定目的指定の対象となる利益（配分可能利益）（非 GAAP 測定指標）を用いている。一般的に配分可能利益は、純利益から持分投資に係る未実現純損益および公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益を控除した金額、AMC を除く連結法人からの利益、ならびに過年度の指定に関して純利益に計上された費用から構成される。

財務状態概要

毎年度、IFC の純利益は、業績の変動をもたらしうる多数の要素に影響される。

近年において、新興経済国の株式市場は世界的に不安定となっているが、18 年度における経営環境は、第 4 四半期（18 年度第 4 四半期）において悪化したものの、全体的に改善された。IFC が投資した主要な通貨は、18 年度の相当な期間を通して IFC の報告通貨である米ドルに対して比較的安定していたが、18 年度第 4 四半期においてその多くが大幅に値下がりをした。18 年度において商品全般の価格は上昇したが、部門別では様々な結果となった。

市場のボラティリティは、特定のプロジェクトの展開と共に、IFC の投資に関する評価および財務成績全般に影響を及ぼす。18 年度において、IFC は、主として減損の減少による持分投資および関連デリバティブからの収益の増加（17 年度比）を計上した。また、IFC は、金利の上昇に起因する貸出金および保証による収益の増加ならびに平均残高の増加に起因する負債証券による収益の増加を計上した。17 年度の貸出金による収益は、貸出金の期限前完済に伴う受取利息の一括計上によりプラスの影響を受けた。しかしながら、IFC は、金利の上昇による借入費用の増加および流動資産トレーディング活動による収益の減少も計上した。18 年度において、特定の貸倒引当金は特定のプロジェクトの展開により大幅

に減少したが、一般貸倒引当金の増加により相殺された。かかる一般貸倒引当金の増加は、17年度には新しいリスク格付システムの実施による156百万米ドルの一括戻入が含まれていたことによる。

IFCが18年度において計上した公正価値で評価される非トレーディング金融商品に係る未実現純損益、IDA 拠出金および非支配持分に帰属する純損益控除前の利益は1,272百万米ドルで、17年度（1,129百万米ドル）および16年度（500百万米ドル）に比べてそれぞれ143百万米ドルおよび772百万米ドル高かった。

特定目的指定の対象となる利益（非 GAAP 測定指標）³は、17 年度の 1,233 百万米ドル、16 年度の 770 百万米ドルに対し、18 年度は 1,318 百万米ドルであった。

計上された純利益の特定目的指定の対象となる利益への調整（単位：百万米ドル）

	18 年度	17 年度	16 年度
IFC に帰属する純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)
前項に加算：非支配持分に帰属する純利益（損失）	-	4	(1)
純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,422	\$ (34)
純利益を特定目的指定の対象となる利益に一致させるための調整			
借入に係る未実現損失（利益）	93	(74)	(62)
IDA 拠出金	80	101	330
過年度の指定による助言サービス費用	60	64	57
投資に係る未実現（利益）損失	(198)	(287)	470
その他	3	7	9
特定目的指定の対象となる利益	\$ 1,318	\$ 1,233	\$ 770

³ 一般に、特定目的指定の対象となる利益は、純利益（投資に係る未実現損益およびその他の非トレーディング金融商品に係る未実現損益を除く。）、連結した VIE からの利益、ならびに過年度の指定に関して純利益に計上された費用から構成される。

国際金融公社 連結貸借対照表

2018年6月30日および2017年6月30日現在

(単位：百万米ドル)

	<u>2018年</u>	<u>2017年</u>
資 産		
現金および銀行預金	\$ 1,249	\$ 1,107
定期預金	13,156	13,576
売買目的有価証券	28,909	30,188
売戻条件付購入有価証券および差入担保金	1,989	932
投資		
貸付金		
(\$927 - 2018年6月30日、\$970 - 2017年6月30日 (公正価値) ;		
\$1,293 - 2018年6月30日、\$1,483 - 2017年6月30日 (貸倒引当金控除後金額))		
.....	23,609	22,520
持分投資		
(\$10,322 - 2018年6月30日、\$10,279 - 2017年6月30日 (公正価値))		
.....	13,032	13,488
負債証券	<u>5,623</u>	<u>4,511</u>
投資合計	<u>42,264</u>	<u>40,519</u>
デリバティブ資産	2,809	2,647
債権およびその他資産	<u>3,896</u>	<u>3,285</u>
資産合計	<u>\$ 94,272</u>	<u>\$ 92,254</u>
負債および資本		
負 債		
買戻条件付売却有価証券		
および受入現金担保	\$ 6,364	\$ 5,401
借入金残高		
市場その他からの調達 (償却原価)	2,874	3,025
市場からの調達 (公正価値)	49,414	49,927
国際開発協会からの調達 (公正価値)	807	955
世界銀行からの調達 (償却原価)	-	196
借入金合計	<u>53,095</u>	<u>54,103</u>
デリバティブ債務	4,289	3,381
未払債務その他の負債	<u>4,388</u>	<u>4,316</u>
負債合計	<u>68,136</u>	<u>67,201</u>
資 本		
授權資本 額面 1,000 米ドルの株式		
2,580,000 株 - 2018年6月30日および		
2017年6月30日		
応募済・払込済資本	2,566	2,566
その他包括利益累積	264	458
利益剰余金	<u>23,306</u>	<u>22,026</u>
IFC 資本合計	26,136	25,050
非支配持分	-	3
資本合計	<u>26,136</u>	<u>25,053</u>
負債および資本合計	<u>\$ 94,272</u>	<u>\$ 92,254</u>

国際金融公社
連結損益計算書
2018年6月30日に終了した3会計年度

(単位：百万米ドル)

	6月30日終了年度		
	2018年	2017年	2016年
投資収益			
貸付および保証による収益（貸出金および 関連デリバティブからの実現損益を含む） ……	\$ 1,377	\$ 1,298	\$ 1,126
貸出金、保証、経過利息およびその他債権による 損失引当金繰入 ……	(90)	(86)	(359)
持分投資および関連デリバティブによる収益 ……	853	707	518
負債証券による収益（負債証券および 関連デリバティブからの実現損益を含む） ……	363	282	129
投資収益合計 ……	2,503	2,201	1,414
流動資産トレーディングによる収益 ……	771	917	504
借入費用 ……	(1,041)	(712)	(409)
借入費用控除後投資・流動資産トレーディング 収益 ……	2,233	2,406	1,509
その他収益			
助言サービス収益 ……	305	277	266
サービス・フィー ……	102	82	117
その他 ……	171	169	118
その他収益合計 ……	578	528	501
その他費用			
管理費 ……	(1,029)	(962)	(933)
助言サービス費用 ……	(354)	(327)	(308)
年金その他退職金制度からの費用 ……	(244)	(293)	(185)
その他 ……	(35)	(35)	(38)
その他費用合計 ……	(1,662)	(1,617)	(1,464)
非トレーディング活動に関する外貨取引収益（損失）	123	(188)	(46)
公正価値で評価される非トレーディング 金融商品に係る未実現純損益、 IDA 拠出金および非支配持分に帰属する			
純利益（損失）控除前利益 ……	1,272	1,129	500
公正価値で評価される非トレーディング 金融商品に係る未実現純損益 ……	88	394	(204)
IDA 拠出金控除前利益 ……	1,360	1,523	296
IDA 拠出金 ……	(80)	(101)	(330)
純利益（損失） ……	1,280	1,422	(34)
非支配持分に帰属する純損失（利益）控除額 ……	-	(4)	1
IFC に帰属する純利益（損失） ……	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)

国際金融公社
連結包括損益計算書

2018年6月30日に終了した3会計年度

(単位：百万米ドル)

	2018年	2017年	2016年
IFCに帰属する純利益（損失）	\$ 1,280	\$ 1,418	\$ (33)
その他の包括利益（損失）			
負債証券未実現利益（損失）			
当期発生の売却可能負債証券未実現利益（損失）純額	(236)	249	(77)
純利益に含まれる実現利益の再区分調整（負債証券による収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現損益）	(49)	(170)	(35)
純利益に含まれる一時的でない減損の再区分調整（負債証券による収益ならびに負債証券および関連デリバティブからの実現損益）	39	54	45
負債証券未実現利益（損失）純額	<u>(246)</u>	<u>133</u>	<u>(67)</u>
持分投資未実現利益（損失）			
当期発生の持分投資未実現利益（損失）純額	445	545	(516)
純利益に含まれる実現利益の再区分調整（持分投資および関連デリバティブからの収益）	(693)	(548)	(641)
純利益に含まれる一時的でない減損の再区分調整（持分投資および関連デリバティブからの収益）	182	216	360
持分投資未実現利益（損失）純額	<u>(66)</u>	<u>213</u>	<u>(797)</u>
年金制度に係わる未認識数理計算上の利益（損失）および未認識過去勤務収益（費用）純額	118	543	(764)
その他包括利益（損失）合計	<u>(194)</u>	<u>889</u>	<u>(1,628)</u>
IFCに帰属する包括利益（損失）合計	<u>\$ 1,086</u>	<u>\$ 2,307</u>	<u>\$ (1,661)</u>